

労働安全衛生法の実施義務

健康診断受診後の

事後措置

従業員数 50 名未満の
小規模事業所であっても

法令で実施が

定められています

定期健康診断の実施 労働安全衛生法第 66 条 1 項

健康診断結果の受領
異常所見の有無のチェック

所見なし

所見あり

健康診断の結果を
労働者へ通知

労働安全衛生法第 66 条の 6

保健指導の実施

労働安全衛生法第 66 条の 7

医師等の意見聴取

労働安全衛生法第 66 条の 4

⚠ 医師等の意見を考慮し、必要がある時は
就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、
深夜業の回数の変更など適切な措置が必要に！

就業上の措置の決定等

労働安全衛生法第 66 条の 5

淳風会におまかせください！

健診結果に基づき医師が就業判定をいたします

- ・ 定期健診の結果（法定項目に限る）に対してのみ判定させていただきます。（特殊健康診断内容は不可）
- ・ 医療機関を受診しないと判定が困難なケースについては【要受診】と記載させていただきます。
- ・ 【要受診】 該当者の医療機関受診後、事業者様より主治医から勤務について意見を聴取いただき、最終判断を行っていただきます。

【有所見者への専門スタッフの保健指導】【長時間労働者への面接指導】なども対応します。
お問い合わせ・お申込みは裏面のメールアドレスまでご連絡をお願いします。

